

仕様書 1

1 事業名

日本産牛乳乳製品の海外販売に向けたキャッチフレーズの設定、並びに航空会社と連携したPR及び日本産牛乳乳製品のプロモーションイベントの実施に係る業務

2 事業目的

日本産牛乳乳製品の輸出拡大を図るため、イベントや商談会など各種プロモーションでの使用を想定した「日本産牛乳乳製品の優位性を簡潔に表すキャッチフレーズ」を設定する。並びに、キャッチフレーズを用いて、訪日外国人等を対象に航空会社と連携した効果的なPRを行うとともに、海外で日本産牛乳乳製品のプロモーションイベントを実施する。

3 対象国・地域・事業内容

(1) キャッチフレーズの設定

ア アジア諸国を始め、世界各国でを使用することを想定して設定するとともに、日本語、英語の他、(2)及び(3)に基づき実施するPRやプロモーションの対象とする国・地域の言語で提案すること。

イ 牛乳乳製品輸出口ゴマークとの調和を考慮の上、設定すること。

一般社団法人日本乳業協会が商標登録を行った牛乳乳製品輸出口ゴマークを言う(以下同じ)。本マークについては、以下HPを参照のこと。

<https://www.nyukyuu.jp/support/logo/>

(2) 航空会社と連携したPR

ア 日本とシンガポール、台湾、香港のいずれかを結ぶ路線のうち、1つ以上を対象に実施すること。

イ アの路線を運行する航空機内の広報媒体(広報誌、機内動画等)に、日本産牛乳乳製品に関する情報等を掲載してPRすること。

ウ (1)で設定するキャッチフレーズ及び牛乳乳製品輸出口ゴマークを使用すること。

エ 事業効果が最大限発揮される時期や期間を設定するとともに、事業量(路線、本数、対象者数など)を定量的に示すこと。

オ 広報媒体への情報掲載に加え、ヨーグルト、チーズ及びアイスクリームなどの提供により、味を知ってもらう、ノベルティを配付するなど、効果的な取組を実施すること。

カ 帰国した訪日外国人等による、日本産牛乳乳製品に係る消費行動が活発化するよう、PR対象国・地域での日本産牛乳乳製品の販売状況等を踏まえた取組するとともに、PR対象国・地域における日本産牛乳乳製品の購入・喫食可能場所等に関する適切な情報発信を行うこと。

キ 事業の効果を測定する評価指標を設定すること。

(3) 日本産牛乳乳製品のプロモーション

ア シンガポール及び台湾で実施すること。

イ 潜在的な需要が見込まれるターゲットの食習慣や嗜好、消費行動に応じた効果的なプロモーションを実施すること。

ウ 日本への旅行経験者(日本ファン)、子供及びその親、健康志向者をターゲットとし、現地の食習慣などを踏まえ、受入れやすい飲み方・食べ方で、～のそれぞれに対して試飲(試食)による提案を行うとともに、実需者向けの試食(試飲)商談会を実施すること。

(参考例)

ターゲット	試飲・試食品	場所
①日本への旅行経験者など日本ファン	① なじみのある飲食物と組み合わせた品 テ・タリ、シェイク、杏仁豆腐、ココナツスープ	ジューススタンド スーパー
	② プロによる日本産牛乳の品質の高さが際立つ特別感のある品 (日本人バーテンダーがアンバサダーとなり提供するカクテルやモクテル) アイリッシュコーヒー、エッグノッグ、オリジナルミルクカクテル、ミルクケーキ	イベント、日本人経営バー
②子供及びその親	○ 健康・育ち盛り、記憶力や集中力のアップなどをキーワードとした品 牛乳+ミロ、牛乳+パンケーキミックス、フルーツを使ったヨーグルトデザート	スーパー イベント
③健康志向者	○ 栄養価の高い食品(薬膳)等との組み合わせ、細菌数が少なく高品質・栄養価の高い日本産牛乳をPRできる品 牛乳+ながいも、牛乳+小豆、牛乳+プロテイン	スーパー イベント

エ (1)で設定するキャッチフレーズ及び牛乳乳製品輸出口ゴマークを活用したPRを行うこと。

オ ターゲットごとに、最も効果的な実施場所や時期を設定するとともに、事業量(イベント来場者数、試飲等対象者数(一般、実需)など)を定量的に示すこと。

カ 事業の効果を測定する評価指標を設定すること。

4 留意事項

- (1) 3(1)のキャッチフレーズは、二案以上を提案し、発注者との協議により決定すること。また、3(2)及び(3)での使用に向けて速やかに設定すること。
- (2) 今後の取組に資するため、3(2)及び(3)の取組を実施する際はアンケート調査を実施すること。
- (3) 3(3)の取組の実施に当たっては、乳業メーカーから供される商品内容を踏まえて検討・提案すること。
- (4) 事業内容の詳細やスケジュールは、企画提案の内容を基に、発注者との協議により決めることとし、受託者は計画立案・進捗状況・取組内容を報告・検討するための会議を開催すること。

5 事業報告

3(1)から(3)の取組に係る実施報告書を作成すること。

なお、報告書には、取組内容をとりまとめるとともに、評価指標の分析等を行い、今後の輸出拡大に向けた詳細な提言を盛り込むこと。

6 履行期間

契約締結日から 2025 年 1 月 31 日まで